

# 転出証明書郵送請求書（郵送による転出届）

○転出届は、通常、転出証明書が交付されます。転入手続きの際は、この転出証明書が必ず必要になります。

○国民健康保険・介護保険・児童手当など、別途手続きが必要になる場合があります。各担当課へお問い合わせください。

（あて先） 江別市長

令和 年 月 日

届出人	住所			
	フリガナ		生年月日	大・昭・平 . . . . . 生
	氏名 (自署又は 記名+押印)		電話番号	自宅・勤務先・携帯電話・その他( ) (日中、連絡がとれる番号) - -

転出証明書	転出年月日	令和 年 月 日 転出(予定)				
	今までの住所	江別市		今までの世帯主氏名		
	新しい住所			新しい世帯主氏名		
	転出する方の氏名 ※届出人も転出する場合はお忘れなくご記入ください。	フリガナ		性別	続柄	住基・個人番号カードの有無
		氏名	大・昭・平・令 . . . . . 生	男・女		有・無
		フリガナ		性別	続柄	住基・個人番号カードの有無
		氏名	大・昭・平・令 . . . . . 生	男・女		有・無
フリガナ			性別	続柄	住基・個人番号カードの有無	
氏名	大・昭・平・令 . . . . . 生	男・女		有・無		
フリガナ		性別	続柄	住基・個人番号カードの有無		
氏名	大・昭・平・令 . . . . . 生	男・女		有・無		

個人番号カードまたは住基カードをお持ちの方、もしくは、いずれかのカードをお持ちの方と一緒に転出される同一世帯員の方

<b>【特例転出】ができます</b>	
特例転出	希望する・希望しない

- 特例転出で手続きされると、転出証明書は発行されませんが、転入手続きの際は転入届書に個人番号カードまたは住基カードを添付することで、手続きが可能になります。（手続きの際は暗証番号が必要です。）  
なお、手続きが完了しましたら、お電話にてお知らせしますので、必ず連絡先を記載してください。
- 転入手続きは、転出予定日から30日以内、又は転入した日から14日以内のいずれか早い日までに行ってください。その日を超えると、当該カードでの転入ができなくなり、あらたに、江別市から「転出証明書（に準ずる証明書）」の交付を受ける必要がありますので、ご注意ください。

市役所に送るもの	①この請求書
	②返信用封筒（住所・氏名・郵便番号を記入し、切手を貼ったもの） ※普通郵便以外の場合はその料金分の切手を貼付し、種別（「速達」「簡易書留」等）も明記してください。 ※個人番号カード・住基カードによる特例転出の場合は、返信用封筒は不要です。
交付手数料無料	③届出人の本人確認書類のコピー（運転免許証、個人番号カード、住基カード（写真付）、資格確認書等） ※資格確認書のコピーについては被保険者等記号・番号等をマスキングしたものを同封してください。 ※特例転出の場合は、個人番号カード（写真面）または住基カード（両面）のコピーを同封してください。

**【注意事項】**  
 ※返送先は、届出人宛となります。  
 ※申請書を投函し証明書がお手元に届くまでに、7日以上かかる場合があります。日数に余裕を持って申請してください。  
 ※個人番号カードを申請中の場合は江別市で受け取ることができません。新住所地で改めてご申請ください。  
 ◆送付先・お問い合わせ先 〒067-8674 江別市高砂町6番地 江別市役所 戸籍住民課 Tel011-381-1020